

○財務省  
環境省  
告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成三十一年二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎  
経済産業大臣 世耕 弘成  
環境大臣 原田 義昭

一 名称 富久娘酒造株式会社  
二 住所 兵庫県神戸市灘区新家南町三丁目二番二十八号  
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

ガラス	無色	三〇〇ミリ リットル	二六〇 グラム	清酒用	形 状 平成十二年六月厚蔵省 通商産業省告示第二号図 第十二のとおり
-----	----	---------------	------------	-----	---

一 名称 沢の鶴株式会社  
二 住所 兵庫県神戸市灘区新家南町五丁目一番二号  
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

ガラス	無色	三〇〇ミリ リットル	二四〇 グラム	清酒用	形 状 平成十六年三月財務省 環境省告示第一号図 第二のとおり
-----	----	---------------	------------	-----	--

一 名称 日本盛株式会社  
二 住所 兵庫県西宮市用海町四番五十七号  
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

ガラス	緑色	一四四ミリ リットル	七五 グラム	清酒用	形 状 平成十五年三月財務省 環境省告示第一号図 第三のとおり
-----	----	---------------	-----------	-----	--